

令和3年度 学生生活応援給付金を給付します

町では、新型コロナウイルス感染症の影響により経済的な影響が大きい本町を離れて暮らす学生の世帯を応援するため、ひとり2万円を給付します。該当する方は期限までに古殿町教育委員会事務局に申請してください。

申請期限 令和3年9月30日(木)

対象となる方(7月1日時点、下記の①～④にすべて該当する方)

- ① 町を離れて、アパート・下宿・学生寮・親族宅等で暮らす方
- ② 学校教育法で定める次の学校に在学している方
高等学校・中等教育学校(中高一貫校)・特別支援学校・大学(短大含む)・高等専門学校(高専)
大学院・専修学校(高等専修学校・専門学校)・各種学校
- ③ 学生本人又は本人の家族が町内に住民登録している方
- ④ 平成18年4月1日までに生まれた方

給付額

・学生ひとりあたり2万円

申請者

- ・本町に住民登録している学生…学生と同一世帯の世帯主
- ・本町に住民登録していない学生…転出前の本町の世帯の世帯主



申請方法

・この書類に添付してある申請書又は町ホームページからダウンロードした申請書に下記の2つの書類をはり付けて、町教育委員会事務局へ持参又は郵送により申請してください。

- ① 学生証のコピー又は在学証明書
- ② 本町を離れてアパート、下宿、寮、親族宅等で暮らしていることがわかる書類(コピーで可)
(アパート等の賃貸借契約書、公共料金の請求書等)

給付方法

・申請世帯が特別定額給付金で指定した金融機関の口座に振り込みします。

問い合わせ・申請先

古殿町教育委員会事務局：〒963-8304 福島県石川郡古殿町大字松川字新桑原 31
Tel 0247-53-3655 (平日 8:30-17:15)